

特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、すべての人が安心して暮らすことのできる福祉社会の実現を目指し、福祉制度及び社会保障制度に関する調査研究、情報収集、情報提供、普及啓発、政策提言、関係機関との連携その他福祉の向上に資する事業を行うことにより、国民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 就労の支援を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 福祉制度及び社会保障制度に関する調査研究、政策提言及び情報提供事業
- (2) 生活保護受給者等に対する就労支援及び自立促進事業
- (3) 講演会、研修会の開催及び福祉向上に資する地域交流事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他法令又はこの定款により総会の議決を要する事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の

決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 資産の管理の方法に関する事項
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (7) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (8) その他この法人の業務の執行に関する決定事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	小松 凜太
理事	齋藤 未来
理事	高橋 咲
監事	齋藤 太郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年8月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、別に定める入会金及び会費の規定による。

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人

全国福祉向上ネット

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	理事・監事	227 リタ 小松澤太		有・無	理事長
2	理事・監事	加納 正 齋藤 稔		有・無	理事
3	理事・監事	加納 正 高橋 咲		有・無	理事
4	理事・監事	加納 正 齋藤 太郎		有・無	監事
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワーク

(自 設立の日〔令和8年9月1日〕 至 令和9年8月31日)

1 事業実施の方針

すべての人が安心して暮らすことのできる福祉社会の実現に向け、Web会議ツールやデジタル手法を活用し、低コストかつ持続可能な組織基盤を構築する。福祉制度及び社会保障制度に関する調査研究、政策提言、情報提供、並びに生活保護受給者等の就労支援・自立促進、各種セミナー・地域交流事業をオンライン中心に確実に実施し、国民福祉の増進及び地域社会の発展に貢献する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業（事業費の総費用【100】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者	受益対象者 範囲	人数	事業 費 (千 円)
(1) 福祉制度及び社会保障制度に関する調査研究、政策提言及び情報提供事業	国民福祉の増進、社会教育の推進及びまちづくりの推進を図るため、公的扶助制度等の運用実態に関するオンライン調査・分析を行い、改善に向けた政策提言書の電子作成・協議、並びに公式Webサイト・SNS等を活用した迅速かつ広範な福祉情報提供・普及啓発を行う。	通年	主たる事務所、 オンライン	3人	一般市民、 福祉関係者、 行政機関等	500人	40
(2) 生活保護受給者等に対する就労支援及び自立促進事業	就労の支援及び権利擁護を図るため、生活保護受給者や生活困窮者等を対象に、Web会議ツールを活用したオンライン就労相談、パソコン基本操作講習、求職活動の伴走支援を実施し自立促進を図る。	随時	オンライン	3人	生活保護受給者、 就労困難者等	30人	30
(3) 講演会、研修会の開催及び福祉向上に資する地域交流事業	社会教育の推進、地域福祉の増進及び子どもの健全育成を図るため、子ども・子育て世帯や一般市民、福祉従事者を対象としたオンラインWebセミナー・研修会を開催し、相互理解を深める交流サロンを実施する。	年2回	オンライン	4人	一般市民、 子ども・子育て世帯、 福祉従事者	60人	30
事業費計（千円）							100

(2) その他の事業（事業費の総費用【0】千円）

該当なし

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワーク

(自 令和9年9月1日 至 令和10年8月31日)

1 事業実施の方針

本年度は設立2年目としてオンライン事業基盤をさらに拡充・強化し、調査研究の精度向上と支援事業の充実を図る。就労支援事業においてはオンライン職業能力開発プログラムの講習内容を拡充し、生活保護受給者等・生活困窮者のより実効的な自立・雇用機会の拡大に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業（事業費の総費用【170】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者	受益対象者 範囲	人数	事業 費 (千 円)
(1) 福祉制度及び社会保障制度に関する調査研究、政策提言及び情報提供事業	前年度の成果を踏まえ、社会保障制度の運用実態に関する深掘りオンラインアンケート調査・Webヒアリングを実施し、共生社会等のまちづくりを推進するための政策提言書を作成・提出するとともに、Webサイトや電子ガイドブックによる情報提供を充実させる。	通年	主たる事務所、 オンライン	4人	一般市民、 福祉関係 者、 行政機関等	800人	70
(2) 生活保護受給者等に対する就労支援及び自立促進事業	オンラインによるマンツーマン相談・履歴書添削・面接練習やIT技能講習プログラムを拡充し、生活困窮者等の就労支援及び自立促進を継続的に支援する。	通年	オンライン	4人	生活保護受 給者、 就労困難者 等	50人	50
(3) 講演会、研修会の開催及び福祉向上に資する地域交流事業	地域福祉の課題をテーマとしたオンライン公開シンポジウムおよび現場支援者向けWeb研修会を開催するとともに、子ども・子育て世帯や地域住民が気軽に参加できるWebサロン交流会を実施し地域活動を推進する。	年2回	オンライン	5人	一般市民、 子ども・子 育て世帯、 福祉従事者	150人	50
事業費計（千円）							170

(2) その他の事業（事業費の総費用【0】千円）

該当なし

令和8年度 活 動 予 算 書

(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワーク

(自 設立の日〔令和8年9月1日〕 至 令和9年8月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
[A] 経常収益		
1 受取入会金		30,000
正会員受取入会金	0	
賛助会員受取入会金	30,000	
2 受取会費		60,000
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	60,000	
3 受取寄附金		100,000
4 受取助成金等		0
5 事業収益		0
6 その他の収益		0
経常収益計		190,000
[B] 経常費用		
1 事業費		100,000
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		100,000
通信運搬費 (Zoom・Web通信費等)	40,000	
広報印刷費 (PDF・デジタルコンテンツ作成費)	30,000	
諸謝金 (ウェビナー講師・専門家謝金)	20,000	
会場借上費・諸雑費	10,000	
事業費計		100,000
2 管理費		20,000
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		20,000
通信運搬費 (法人事務用通信費)	10,000	
消耗品費	5,000	
会議費・雑費	5,000	
管理費計		20,000
経常費用計		120,000
当期経常増減額 [A] - [B]		70,000
[C] 経常外収益計		0
[D] 経常外費用計		0
当期経常外増減額 [C] - [D]		0
税引前当期正味財産増減額		70,000
法人税、住民税及び事業税 (均等割分)		70,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和9年度 活 動 予 算 書

(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワーク

(自 令和9年9月1日 至 令和10年8月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
[A] 経常収益		
1 受取入金金		50,000
正会員受取入金金	0	
賛助会員受取入金金	50,000	
2 受取会費		100,000
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	100,000	
3 受取寄附金		120,000
4 受取助成金等		0
5 事業収益		0
6 その他の収益		0
経常収益計		270,000
[B] 経常費用		
1 事業費		170,000
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		170,000
通信運搬費 (Zoom・クラウド・通信システム拡張費)	60,000	
広報印刷費 (電子冊子・ガイドブック制作費)	50,000	
諸謝金 (講師・専門家謝金)	40,000	
諸雑費・システム保守費	20,000	
事業費計		170,000
2 管理費		30,000
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		30,000
通信運搬費	10,000	
消耗品費	10,000	
会議費・雑費	10,000	
管理費計		30,000
経常費用計		200,000
当期経常増減額 [A] - [B]		70,000
[C] 経常外収益計		0
[D] 経常外費用計		0
当期経常増減額 [C] - [D]		0
税引前当期正味財産増減額		70,000
法人税、住民税及び事業税 (均等割分)		70,000
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワーク 設立趣旨書

1 趣旨

我が国の福祉制度及び社会保障制度は、すべての国民が安心して暮らし、自立した生活を営むための不可欠な基盤として重要な役割を果たしてきた。しかし、少子高齢化や社会構造の多様化が急速に進む中、制度そのものの複雑化や手続きの煩雑化に伴い、真に支援を必要としている人々へ必要な情報や行政サービスが行き届かないといった「制度の隙間」が生じている。また、制度運用の現場における手続きや手続き支援のあり方についても、依然として多くの実務的課題が存在している。

こうした現状に対し、誰もが不当な障害を受けることなく公平に福祉の権利を行使し、適切な支援を受けられる環境を整えることは、地域社会の健全な発展において不可欠である。そのためには、福祉制度の運用実態に関する調査研究や関係機関との協議を通じた実効性のある政策提言を行うとともに、インターネットをはじめとする情報媒体を積極的に活用し、当事者や支援者に対して迅速かつ正確な情報発信・相談支援を行っていく取り組みが強く求められている。

私たちはこれまで任意団体として、福祉制度や社会保障手続きに関する実務上の課題解決に向けた勉強会を開催し、制度運用の実態調査や関係情報の収集・共有といった活動に取り組んできた。しかし、今後さらに行政機関や各種関係団体と対等な立場で連携を推進し、活動の持続性と透明性を確保しながら広く社会的な信頼を得て各種支援事業を展開していくには、個人や任意団体といった任意の枠組みでは限界があることを痛感するに至った。

そこで、組織としての社会的責任を明確にし、開かれた運営体制を維持しながら持続可能な活動基盤を確立するため、特定非営利活動法人を設立することとした。本法人は、堅実なボランティア精神に基づいた組織運営のもと、福祉・社会保障制度に関する調査研究、政策提言、広報・啓発活動、および相談事業等を総合的に推進し、誰もが安心して暮らせる社会の実現と国民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請に至るまでの経過

年 月 日	内 容
令和7年10月	福祉制度及び社会保障制度の利用環境や行政手続き上の課題に関心を持つ有志が集まり、地域社会における福祉の向上や制度運用の実態について調査研究・勉強会を開始。
令和8年 1月	任意団体として福祉制度の運用実態や行政手続きにおける課題の整理・情報共有など、法人化に向けた準備活動を試験的に開始。
令和8年 5月	活動の継続性と社会的信用を向上させるためには特定非営利活動法人としての組織化が必要であるとの認識で一致し、法人設立に向けた準備会を発足。定款、事業計画、活動予算等の協議・作成を進める。
令和8年 8月 3日	設立総会を開催。特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワークの設立、定款の承認、役員を選任、設立当初及び翌事業年度の事業計画・活動予算等を満場一致で可決・承認し、設立認証申請の準備を完了した。

令和8年8月3日

特定非営利活動法人全国福祉向上ネットワーク

設立代表者 住所(又は居所)

氏名 小松 凜太